

国民健康保険・後期高齢者医療保険
限度額認定証等はどうなる？

限度額認定証等（限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証）の移行後の取り扱いは、下表のとおり保険の種類によって異なります。どちらの保険の限度額認定証等も記載されている有効期限までは使用することができます。

保険	マイナ保険証	12月2日以降の取り扱い	
国民健康保険	有	マイナ保険証を提示することで、医療機関ごとの窓口負担額が自己負担限度額までになります。	
	無	これまでどおり、保険年金係の窓口で発行手続きをすることで交付を受けられます。	
後期高齢者医療保険	有	マイナ保険証を提示することで、医療機関ごとの窓口負担額が自己負担限度額までになります。	
	無	現在、限度額認定証等の交付を受けている	現行の限度額認定証等の有効期限が切れる前に、限度額認定証等の情報を併記した資格確認書を交付します。
		現在、限度額認定証等の交付を受けていない	役場窓口で申請することで、資格確認書に限度額認定証等の情報が併記されます。

国民健康保険短期証は廃止となります

国民健康保険税（国保税）を滞納した場合に交付される、有効期限の短い被保険者証（短期証）は、制度移行後に廃止となります。

今後、特別な事情がなく国保税に滞納がある世帯は、事前予告のうえ**特別療養費**の支給対象となります。対象の世帯には「資格確認書（特別療養費）」を送付します。詳しくは役場保険年金係に問い合わせてください。

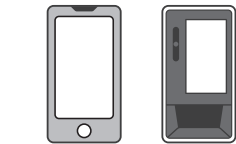
特別療養費とは 特別な事情がないにもかかわらず、1年以上にわたって国保税を滞納している世帯は、送付される「資格確認書（特別療養費）」を医療機関の窓口で提示し、医療費を全額（10割）支払ったあと、後日申請により保険給付分（7割または8割）の払い戻しを受けることになります。場合によっては、払い戻し分が滞納している国保税に充当されることもあります。

マイナ保険証を利用しましょう

マイナ保険証を利用するメリット

- ▷よりよい医療を受けることができる
- ▷限度額認定証等の提示が不要に
- ▷確定申告時の医療費控除がカンタンに
- ▷就職や引っ越し後に保険証の発行を待たなくていい

マイナ保険証の登録方法



マイナンバーカードを持っていれば、スマホや、医療機関などにある顔認証付カードリーダーで簡単に登録できます。



12/2月から

問 役場保険年金係

マイナ保険証利用を基本とする仕組みに移行
紙の保険証の新規発行・再発行は終了します

※この記事は水巻町国民健康保険および福岡県後期高齢者医療についてのお知らせです。

国の法改正による健康保険証の廃止に伴い、12/2日以降、保険証の新規発行を終了しマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

移行後の医療機関受診に必要なものは？

マイナ保険証がある人

マイナ保険証を医療機関に提示してください。



保険証の資格情報に変更が生じた場合は「資格情報のお知らせ」を交付します。このお知らせだけでは医療機関などを受診できません。

マイナ保険証がない人

「資格確認書」を医療機関に提示してください。



マイナ保険証がない人には、移行後現在の保険証に代わる「資格確認書」を令和7年7月中に送付します。紙の保険証も有効期限までは使用できます。

紙の保険証は令和7年 7/31 まで利用が可能です

有効期限後は、マイナ保険証か資格確認書を持って医療機関を受診してください。有効期限内に資格情報が変わった場合は、その時点から資格確認書が発行されます。

下表の条件に該当する場合は、有効期限が異なりますので注意してください。

事由	有効期限	注意事項
70歳になる人	70歳の誕生月の末日 ※誕生日が1日の人は前月末が有効期限です。 (例)1月1日生まれ…12月31日	▷誕生月の翌月（1日生まれの人は当月）から高齢受給者証の対象となります。 ※11月中に70歳になる人には、誕生月の上旬頃に（1日生まれの人は前月上旬）負担割合が印字された新しい保険証を送付しています。これに関する手続きは不要です。
75歳になる人	75歳の誕生日の前日	▷75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ加入となります。 ※12月1日までに75歳になる人は誕生月の前月までに後期高齢者医療被保険者証を送付しています。これに関する手続きは不要です。